

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業関連物価高騰緊急対策事業	<p>①エネルギー価格の高騰により農業者等が管理する施設の維持管理費が増大し、農業者等の負担が増え、農業経営を圧迫していることから、農業者等へ施設にかかる電気料金上昇分、燃油等の購入、飼料価格上昇分に関する経費の一部を助成し、農業者等に転嫁される急激なコスト増大の抑制、安定的な農業振興を図る。</p> <p>②助成金(農業用水利施設(揚水機等)で使用した電気使用量上昇分、施設園芸に使用した燃料等購入分・電気使用料金の上昇分、飼料価格高騰対策として畜産農家への助成)</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用水利施設電気料金助成:15団体、1,500千円(見込み) ・施設園芸燃料等購入助成金:30名、3,000千円(見込み) ・飼料価格高騰対策事業助成金:13名、3,500千円(見込み) <p>④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用水利施設電気料金助成:3名以上で構成される農業団体(土地改良区等は除く)が運営する水施設で使用した電気料金の上昇分(過去比較)の2分の1を助成 ・施設園芸燃料等購入助成金:町内農業者が運営する施設園芸の加温設備に使用した重油等1ℓあたり10円、電気料金の上昇分(過去比較)の2分の1を助成 ・飼料価格高騰対策事業助成金:町内畜産農家の飼料価格上昇分に要する経費として、飼養する頭数あたり1,000円～5,000円(種類による)の助成 	R7.7	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	矢吹町学校給食費物価高騰対策支援事業	<p>①食料品価格等の物価高騰に伴う学校給食費の上昇を抑え、保護者の経済的負担の軽減及び学校給食の安定した提供を図ることにより、子どもたちの栄養量の確保と安心安全の給食提供を継続させる。</p> <p>②学校給食費助成金(教職員分を除いた食材購入費の高騰分)</p> <p>③小学校30円×180食×850人=4,590,000円 中学校40円×170食×440人=2,992,000円 合計 7,582,000円</p> <p>④町内の小中学校(5校)</p>	R7.4	R8.3

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
3	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	矢吹町教育・保育施設等原油価格・物価高騰対策事業(保育園)	①原油価格・物価高騰の影響を受けている町内保育施設等に対し、保育人数に応じた支援を実施し、保護者負担を軽減するとともに、継続的・安定的に子どもたちに幼児教育保育を提供できるようにする。 ②助成金 ③対象人数340人×5,000円=1,700,000円 ④町内の小規模保育施設、保育園、認定こども園	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	矢吹町教育・保育施設等原油価格・物価高騰対策事業(幼稚園)	①原油価格・物価高騰の影響を受けている町内幼稚園に対し、給食費の上昇分を支援し、保護者負担を軽減するとともに、継続的・安定的に子どもたちに幼児教育保育を提供できるようにする。 ②助成金(教職員分を除いた食材購入費の高騰分) ③対象人数172人×160日×20円=550,400円 ④町内の町立幼稚園	R7.4	R8.3
5	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策矢吹っ子応援事業	①物価高騰等の影響を受ける子育て世帯を支援するため、子供を出産した世帯に出産祝い金を支給し住民生活の支援を図る。 ②報償費 ③出産祝金(第2子)100千円×30人、(第3子以降)200千円×15人 ④子どもを出産した世帯	R7.4	R8.3
6	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	学校施設光熱費高騰対策事業	①エネルギー価格の高騰により影響を受けている町内小・中学校において、冷暖房やタブレット等の電子機器の使用を制限することなく、児童・生徒にとって適切な学習環境を確保する。 ②町内小中学校の電気料金(電気料高騰前のR3と比較した増加相当分) (R7)29.27円-(R3)19.53円=9.74 ③各施設電気料の高騰分(1kWhあたり9.74円) 小学校(4校) 使用量540,000kWh×9.74円=5,259,600円 中学校(1校) 使用量290,000kWh×9.74円=2,824,600円 ④町内の小中学校(5校)	R7.4	R8.3

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	社会教育施設光熱費高騰対策事業	①エネルギー価格の影響を受ける社会教育施設の光熱費高騰分に充当することで、利用料金等の価格転嫁を抑え利用者の負担を軽減する。 ②の電気料金(電気料高騰前のR3と比較した増加相当分) $(R7)29.27円 - (R3)19.53円 = 9.74$ ③各施設電気料の高騰分(1kWhあたり9.74円) 文化センター 使用量177,000kWh \times 9.74円 = 1,723,980円 複合施設(KOKOTTO) 使用量214,000kWh \times 9.74円 = 2,075,800円 ④矢吹町文化センター、矢吹町複合施設	R7.4	R8.3
8	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応公共交通事業	①高齢のため免許を返納した方や運転に不安のある方が、病院や商店等への移動手段としてタクシーを利用した際の費用の一部を負担することで、物価高騰下における高齢者の生活を支援する。 ②委託料(町内のタクシー業者に委託し、毎月の利用実績に応じて支払い)。1人あたりの利用限度額は、1回あたり500円を超えた額とし、1月あたり10回を上限とする。 ③対象者数(町内の70歳以上の者:約4,000名) \times (免許非保有率の全国統計値30%) = 約1,200名。上記対象者の1/4が、月に2回程度、約1,500円分の乗車をした場合を平均値として想定。 $300名 \times (1,500円 - 500円) \times 2回 \times 11ヵ月 = 6,600,000円$ ④町内に住所を有する70歳以上の者	R7.4	R8.3
9	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策介護激励金支給事業	①要介護4または5の認定を受けており、かつ在宅で介護を受けている非課税世帯に対して激励金を支給し、介護にかかる日用品の物価高騰の影響を緩和することを目的とする。 ②激励金(助成金) ③3万円/世帯 \times 40名 = 1,200,000円 ④要介護4または5の認定を受けており、6ヶ月以上在宅(サービス付き高齢者向け住宅及びグループホームは含まない)で介護を受けている住民税非課税世帯	R7.10	R8.3